

送付6-5、6-13陳情審査部分抜粋
令和6年10月16日 議会運営委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、（２）、継続審査です。

①送付6-5、百条委員会の設置を求める陳情、②送付6-13、区が瑕疵のない真実を報告するよう指導を求める陳情書です。

2件の陳情については、一括で審査することで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆さまから何かご意見いただきたいと思います。

はい、大坂委員。

○大坂副委員長 こちらの陳情についてもですね、これまで継続してずっとぶら下がってきたということが正しいかどうかかわからないですけども、今も継続になっているところですね、再発防止委員会の方で、議論がようやく進み始めたという部分があります。というのは、判決が出て、区の方からも再発防止の報告書が出たというのが直近の状況で、そこから議論がようやく動き出しました。この陳情に関しては、再発防止の特別委員会の審査の結果というものとしっかりと連動させていく必要があるということから、今、まだこの段階で一定の結論を出す状況ではないのかなと考えていますので、引き続き継続という形でしばらくの間、様子を見るということがいいのではないかと考えております。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは…

はい、永田委員。

○永田委員 今、再発防止委員会で検討しているということがありながらも、ここで一定の結論を出すのは非常に難しいのかなと思っています。そう考えると、この陳情の中にもあるように、区民への説明責任、事実関係を明らかにしろということを考えると、調査権がある百条委員会の中で、しっかりと判断をした方がいいと考えます。まあそれはまたその先でもいいんですけども、いま、一度、私としてはそういった意見を申し上げておきます。

○小野委員長 ご意見ありがとうございます。それでは、本陳情につきましては、いかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは本件2件の陳情につきましては、継続とさせていただきます。